

産業建設常任委員会会議録

令和3年9月16日（木）
午前10時00分～
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

産業建設常任委員会

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事(議案 8 件)

現地調査

- ①議案第93号 市道路線の認定箇所 (羽鳥地内)
 - ②議案第92号 市道路線の変更箇所 (小岩戸地内)
 - ③議案第93号 市道路線の認定箇所 (小岩戸地内)
-
- 1) 議案第72号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算 (第2号)
(産業建設常任委員会所管事項)
 - 2) 議案第75号 令和3年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)
 - 3) 議案第76号 令和3年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算 (第1号)
 - 4) 議案第79号 令和3年度小美玉市水道事業会計補正予算 (第1号)
 - 5) 議案第80号 令和3年度小美玉市下水道事業会計補正予算 (第1号)
 - 6) 議案第92号 市道路線の変更について
 - 7) 議案第93号 市道路線の認定について
 - 8) 議案第94号 和解について
 - 9) その他
-
4. 閉会

出席委員（6名）

4番	島田清一郎君（副委員長）	8番	石井旭君
13番	福島ヤヨヒ君	16番	田村昌男君
17番	笹目雄一君（議長）	19番	荒川一秀君（委員長）
20番	野村武勝君		

欠席委員（0名）

付託案件説明のため出席した者

市長	島田穰一君	副市長	岡野英孝君
都市建設部長	小島謙一君	都市整備課長	藤田信一君
管理課長	坂本剛君	建設課長	関川克己君
基地対策課長	菅具隆君	下水道課長	大原光浩君
水道局長	田村昇一君	水道課長	真家厚君
産業経済部長	矢口正信君	農政課長	大山浩明君
商工観光課長	藤枝修二君		

議会事務局職員出席者

書記 富田成

午前10時00分 開会

○副委員長（島田清一郎君） おはようございます。

皆様おそろいになりましたので、ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。

最初に委員長挨拶。荒川委員長、お願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 改めまして、おはようございます。今日は、産業建設常任委員会に付託された議案審議ということで朝早くから大変ご苦勞様です。このところコロナが小美玉で増えているということで心配な状況でございます。執行部の方も各自大変だと思っております。また国の方では自民党の総裁選挙ということで持ちきりですけど、小美玉市も小美玉市として付託されたものをしっかりと審議し住民福祉の向上に努めてまいりたいと思います。どうぞ、よろしくをお願いいたします。それから今日は午前中に現地調査。今まではドローンでやりましたけれど、いろいろ考えまして現地に行こうという意見がありましたので、午前中現地調査を行い、午後1時半から机上審査をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。ご苦勞様です。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございます。それでは、議事に入ります。議事進行のほうは委員長のほうでよろしくをお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） それでは、議事に入ります。なお、本日、植木議員が傍聴いたしますのでよろしくお願い致します。まず、審査に先立ち、議案書の訂正について申し入れがありましたので、執行部の発言を許します。

○管理課長（坂本剛君） 管理課から「議案第92号 市道路線の変更について」の訂正についてご説明させていただきます。それでは、お手元でございます「正誤表」と書いてあります資料をご覧くださいませようお願いします。これは議案の「別紙」で市道路線変更についての内容となっております。この「変更前」「変更後」の両方の表中で起点・終点欄内に表記しております「終点」の表記が誤っておりました。正しくは「西郷地」でございました。大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 以上で説明が終わりました。当地はですね、行けば分かると思うんですが、西郷地と小岩戸が入組んだ地域でございますので手違いがあったのかなと思いますので、委員の皆さんには、ご理解いただけますようお願いいたします。なお、本日のタブレット内の議案書については訂正後のものに差し替えてございますので、よろしくをお願いいたします。それでは、審査に先立ち、現地調査を実施しますので正面玄関に移動をお願いいた

します。なお、担当部署以外の方は午後1時30分再開を予定しておりますので、改めてご参集願います。

午前10時08分 現地調査開始

午前11時30分 現地調査終了 休憩

午後 1時28分 再会

○委員長（荒川一秀君） それでは、時間前ですが全員揃いましたので、午前中に引き続き議事を再開いたします。まず、本日の関係資料につきましては、タブレットの、スマートディスプレイ内に保存されています。スマートディスプレイをお開き願います。画面右上の更新マークを押してください。更新終了後、01市議会 04常任委員会 03産業建設 令和3年9月16日の順にお開きください。次に、同期を利用される方は会議マークを押して、青色の参加を押してください。それでは付託案件の審査に入ります。本日の議題は、9月10日付託された議案審査付託表のとおりです。なお、当委員会の議事の進め方でございますが、まず、提出議案の説明を求め、そのあと質疑、討論、採決といたします。質疑の方法は、一問一答制とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることとします。質疑漏れ等のないようご注意願うとともに、簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしく願います。執行部においても、明快な答弁を願います。即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑を願います。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することにいたします。各委員におかれましては、ご協力のほど、よろしく願います。なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、「議案第72号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算」議題といたします。執行部より説明を求めます。

○建設課長（関川克己君） それでは、議案第72号 令和3年度一般会計補正予算 第2号、産業建設常任委員会所管事項についてご説明いたします。説明につきましては、着座にて失礼させていただきます。また、以降の説明につきましても、着座のまま説明することをご了承いただきますようお願いいたします。初めに、歳入についてご説明いたします。7ページをお開き願います。16款 国庫支出金 2項 国庫補助金 6目 土木費国庫補助金 2節 道路橋梁費補助金のうち、社会資本整備総合交付金につきましては、令和2年度での国の補正予算に

よる事業前倒しにより建設課分としまして1億6,962万5,000円の補正減、管理課分としまして3,627万8,000円の補正減、合わせて2億590万3,000円の補正減をお願いするものです。以上でございます。

○農政課長（大山浩明君） 17款 県支出金、3項 委託金、3目 農林水産業費委託金、1畜産業費委託金に、家畜伝染病予防事務交付金104万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、豚熱ワクチン接種手数料として交付されるものでございます。続きまして8ページをお願いいたします。22款 諸収入、5項 雑入、5目 雑入、3節 雑入に、身近なみどり整備推進事業補助金返還金19万2,000円、産地パワーアップ事業費補助金返還金342万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出の中でご説明をさせていただきます。歳入の説明につきましては、以上でございます。

○基地対策課長（菅具隆君） 続きまして、歳出について説明させていただきます。なお、これ以降は職員給与費等人件費に関する説明は省略させていただきます。11ページ下段をご覧ください。基地対策課所管となります。2款 総務費、1項 総務管理費、16目 基地対策費は94万4,000円の減額補正をお願いしまして、補正後の予算 5,710万円とするものであります。内容ですが10節 需用費の食糧費は、執行見込み額減により1万8,000円の減額、北関東防衛局陳情について、特別委員会委員等の活動自粛によるものです。11節 役務費の通信運搬費1万3,000円の増額国の農耕阻害損失補償金の支払い事務にあたって、今年度より口座振込と移行するため、農地所有の申請者から振込依頼書等を提出していただくための返信封筒用の切手代といたします。18節 負担金補助及び交付金の負担金は、執行見込み額減により百里基地周辺市町協働会負担金90万円の減額、勝田自衛隊協働会負担金3万円の減額、在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会負担金9,000円の減額であります。いずれも、コロナ禍において組織活動を自粛することによる、今年度負担金なし又は減額請求によるものでございます。以上です。

○下水道課長（大原光浩君） 続きまして19ページをお開き願います。4款 衛生費、1項 保健衛生費、5目 環境衛生費、説明の欄7戸別浄化槽事業特別会計操出金におきまして、27節操出金189万2,000円を人事異動に伴い職員給与費等が減少したことから減額するものでございます。

○農政課長（大山浩明君） 続きまして、農政課所管になります。20ページをお願いいたします。6款 農林水産業費、1項 農業費、2目 農業総務費に、141万円を増額補正し、予算総

額を 1 億8,194万5,000円とするものでございます。内訳は、4シビックガーデン維持管理事業 10節 需用費、114万4,000円の増額で、これは農業公社研修館玄関を修繕するものでございます。3目 農業振興費に、381万8,000円を増額補正し、予算総額を4,226万6,000円とするものでございます。内訳は、2 農業振興補助事業、10節 需用費39万円の増額で、これは、市内に設置されております有害鳥獣捕獲実施の看板が老朽化したため取り換えるものでございます。次に、22節 償還金利子及び割引料342万8,000円の増額で、産地パワーアップ事業において、補助金の返還が生じたため、国県補助等返納金を増額補正するものでございます。なお、歳入でご説明いたしました、産地パワーアップ事業費補助金返還金、全額を充当するものでございます。5目 畜産業費に86万円を増額補正し、予算総額を659万7,000円とするものでございます。内訳は、2 家畜防疫推進経費 18節 負担金補助及び交付金86万円の増額で、これは、豚熱予防接種ワクチン代補助として家畜防疫推進費補助金を増額するものでございます。なお、歳入でご説明いたしました、家畜伝染病予防事務交付金を充当するものでございます。21ページをお願いいたします。6目 農地費に307万1,000円を増額補正し、予算総額を 6 億7,637万4,000円とするものでございます。内訳は1 農地総務事務費、18節 負担金補助及び交付金325万1,000円の増額で、ため池整備に係る調査費で農業生産基盤整備事業負担金の増額によるものです。

○下水道課長（大原光浩君） 続きまして、その下でございます。説明の欄 8 農業集落排水事業特別会計操出金におきまして、27節 操出金18万円を人事異動に伴い職員給与費等が減少したことから 減額するもので ございます。

○農政課長（大山浩明君） 続きまして、2 項 林業費、1 目 林業振興費に19万3,000円を増額補正し、予算総額を473万4,000円とするものでございます。内訳は2 森林整備事業、22節 償還金利子及び割引料19万3,000円の増額で、身近なみどり整備推進事業において、補助金の返還が生じたため、国県補助等返納金を増額補正するものでございます。なお、歳入でご説明いたしました、身近なみどり整備推進事業補助金返還金、全額を充当するものでございます。

○商工観光課長（藤枝修二君） つづきまして、商工観光課所管になります。22 ページ をお開きください。7 款 商工費、1 項 商工費、1 目 商工総務費の内事業、2 商工総務事務費の18節 負担金補助及び交付金の産業まつりイベント開催補助金につきまして事業の中止に伴いまして400万円全額の減額補正をお願いするものでございます。商工観光課所管は、以上でございます。

○都市整備課長（藤田信一君） 続きまして、都市整備課所管となります、同じく22ページをご覧ください。8款 土木費、1項 土木管理費、2目 建築指導費、説明欄1 建築指導総務事務費、18節 負担金補助及び交付金 移住促進住宅取得補助金につきまして、補助金交付申請件数の確定に伴い450万円の増額補正をお願いするものです。内容でございますが、小美玉市に移住する転入者の住宅取得費や取得した住宅の改修工事に対して補助金を交付するものです。

○管理課長（坂本剛君） 続きまして管理課所管になります同じく23ページ説明欄の中段をご覧ください。8款 土木費、2項 道路橋梁費、2目 道路維持費、1事業道路橋梁維持管理費で3,116万9,000円の補正増額をお願いするものでございます。内訳でございますが、10節 需用費の修繕費で111万5,000円の補正増でございます。主な内容ですが、地区要望によるカーブミラーの修繕及び道路照明の修繕等になります。次に12節 委託料で91万3,000円の補正増でございます。主な内容ですが、道路補修に伴う舗装構造調査委託料になります。次に14節 工事請負費で2,914万1,000円の補正増でございます。主な内容ですが、地区要望に伴う補修・街路樹枝払い等の工事によるものになります。内訳でございますが、地区要望による側溝・縁石等補修工事で2,432万3,000円の増額、舗装・路面補修工事で事業予算付替えにより12万3,000円の減額。立木伐採工事で街路樹の枝払い追加による494万1,000円の増額でございます。以上です。

○建設課長（関川克己君） 続きまして、建設課所管についてご説明いたします。3目 道路新設改良費において総額3億3,453万1,000円の補正減をお願いするものでございます。内容についてご説明します。1道路新設改良に要する職員給与費につきましては、説明を省略させていただきます。2一般市道・排水整備事業におきまして、国の補正予算による事業の前倒しにより2億5,230万9,000円を減額し、国庫支出金の社会資本整備総合交付金1億3,662万5,000円、及び、地方債の公共事業等債6,930万円をそれぞれ減額充当するものです。内訳としましては、12節 委託料1億9,606万円の減額につきましては、羽鳥地内の市道美728号線の用地補償調査等委託料3,900万円の減額、同じく羽鳥地内の市道美2-9号線の常磐線石岡・羽鳥間高場踏切歩道設置工事委託料1億7,116万円の減額、次のページをお願いいたします。同踏切歩道設置工事に伴う支障移転工事委託料2,100万円を減額するものです。14節 工事請負費5,024万9,000円の減額につきましては、市道美2-9号線、及び、小川地内の市道小107号線の一般市道新設改良工事費を減額するものです。16節 公有財産購入費500万円及び21節 補償・補填及び賠償金100万円の減額につきましては、市道美728号線の用地

買収費、及び物件移転補償費を減額するものです。申し訳ありません。先ほどの用地補償調査等委託料は390万円です。訂正をお願いいたします。次に、4 特定幹線道路整備事業におきまして 国の補正予算による事業の前倒しにより6,000万円の減額をし、国庫支出金の社会资本整備総合交付金3,300万円、及び地方債の広域幹線道路整備事業債2,570万円をそれぞれ減額充当するものです。内訳としまして、14節 工事請負費6,000万円の減額につきましては、栗又四ヶ線の広域幹線道路新設改良工事を減額するものです。以上でございます。

○管理課長（坂本剛君） 同じく、24ページをご覧ください。3項 河川費、1目 河川総務費 河川総務事業費で112万3,000円の補正増額をお願いするものでございます。内容でございますが、14節 工事請負費 準用河川補修工事で河川・水路等の浚渫 工事 になります。

○下水道課長（大原光浩君） 続きまして25ページをお開き願います。8款 土木費、4項 都市計画費、4目 公共下水道費、説明の欄 1 下水道事業会計操出金におきまして、27節 操出金1,276万7,000円を人事異動に伴い職員給与費等が増加したことから増額するもので ございます。

○都市整備課長（藤田信一君） 同じく25ページをご覧ください。8款土木費、5項住宅費、1目 住宅管理費、説明欄 3 住宅施設維持管理経費、14節工事請負費、市営住宅屋上防水改修工事につきましては、屋上での施工のため、転落防止の安全施設の追加に伴い110万8,000円の増額補正をお願いするものです。内容でございますが、市営住宅の長寿命化のため、市営ハトリ第2団地の2A棟、2B棟の2棟の屋上防水改修工事を実施するものです。産業建設常任委員会所管の説明は、以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手によって許します。

○13番（福島ヤヨヒ君） それでは、いくつか聞かせていただきたいと思います。初めに20ページの農業振興補助事業、産地パワーアップの国庫返納だということですが、もうちょっと内容的にどういう事業でどういう風だったのか詳しく教えてください。お願いします。

○農政課長（大山浩明君） ただ今のご質問にお答えいたします。この事業におきましては、平成29年度に産地パワーアップ補助金ということで施設野菜栽培用のパイプハウス21棟におきまして、事業主体より、構成農業者1名が農業を廃業する。また、1名が対象農品目の変更を申し出たため、今後事業計画どおりの成果目標を達成するのが困難だということで補助金返還を申し出たことによるものです。今回、廃業に至った点につきましては労働コストの増加により収益が悪化しているうえに、連作障害等により収量が落ちてきているため事業

達成が難しいという申し出でございました。以上でございます。

○13番（福島ヤヨヒ君） 内容はよくわかりました。廃業すると申し出た農業者に対しては、今後の農業的な指導はしないのでしょうか。教えてください。

○農政課長（大山浩明君） 今回の申し出に至るまでに、農業に対する調整をさせていただいたところですが、この方については農業そのものをやめて他に転職したいという申し出がありました。すでに整備してしまいましたパイプハウス等につきましても、農業者を紹介して、その方が再活用できるような調整をしているところでございます。

○13番（福島ヤヨヒ君） 農業そのものを継続するのは今の時代とても大事ですし、国の補助をいただいて整備していくのも大変だと思います。施設をほかの方へ繋いでいくということも市として、人的な指導や補助的な指導などいろいろなことがあると思いますけど、農業を絶やさないという思いで仕事を続けていただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。続いてワクチンの補助ですけれど、前から事業はあったと思うんですが、当初からどの程度になったのかもちょっと詳しくお願いします。

○農政課長（大山浩明君） お答えいたします。今までも家畜伝染病の予防事業ということでオーエスキー予防接種、牛ヨーネ病検査、牛白血病検査、蜂腐蛆病検査等に補助をしているところです。今回につきましては、1年前は豚コレラと呼ばれていたものですが、今は豚熱ということで統一された表現がされております。この豚熱が拡大している状況でございますので、新たに予防接種ということで補助をするものでございます。

○13番（福島ヤヨヒ君） 人間のコロナが流行っているように、豚や牛にも新たな病気が出てくるんじゃないかなと思いますので、国の制度を活用しながら今後とも事業を行っていただけたらと思います。やはり、農業を守るというか、小美玉の基幹産業ですの対応をしっかりとお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。次に移ります。土木関係で移住促進住宅取得補助金というのが450万円補正が出ておりますけど、補正額は何件分なのか、それから申し込み締め切ったということですが、今の時点で今年度分締め切ってしまったのか、これから補助金が欲しいという方が出てくるとと思いますが、その対応をどのようにするのか説明をお願いします。

○都市整備課長（藤田信一君） ただ今のご質問にお答えいたします。この補助金は移住してきた方の住宅取得に対する補助事業でございます。まず、締切りでございますが、年に1回ホームページや広報紙を利用して周知をし、今年度においては申込期間が6月1日から7月2日の約1カ月間としました。ただし、対象を3カ年くらいまでとしておりますので、

今年度締め切った後についても、また来年申請することが出来ることになっております。次に件数ですが、新築住宅取得が30万円、中古住宅を購入した場合は20万円、中古住宅の補修をした場合には10万円の補助が出るようになっておりまして、今年度は32件で900万円の補助になっております。当初は15件で450万円を見込んでおりましたので、その差額の450万円の増額補正をお願いしたということでございます。因みに財源はふるさと応援基金を原資として活用してございます。以上でございます。

○13番（福島ヤヨヒ君） やはりこの制度は、利用したい人が増えてきていると思います。だいたい、年間で必要としている分は賄われているということですが、今回補正も計上されているのでそうだと思いますが、今後は補正を取らなくてもいいように、はじめに計画していただいて、皆さんが小美玉市は良いねって、快適に住んでいただけるような制度にしていただければと思っております。以上です。

○8番（石井旭君） 24ページの河川総務事務費ですが、工事請負費が112万3,000円ということなんですけど、場所とどのような工事なのかお教えてください。

○管理長（坂本剛君） ただ今のご質問にお答えいたします。こちらにつきましては、水路の浚渫工事になりまして、場所は梶無川の浚渫ということで県道から北中區間約100メートルを予定しております。

○8番（石井旭君） はい。分かりました。

○13番（福島ヤヨヒ君） すみません、もう1点お願いします。農地総務事務費のため池整備の場所がどこなのか、お教えてください。

○農政課長（大山浩明君） 今回のため池整備に係る負担金でございますが、高崎地内にございます大池の護岸整備に関わる地形測量、土質調査等の費用になります。

○13番（福島ヤヨヒ君） はい。ありがとうございます。

○副委員長（島田清一郎君） 20ページの産地パワーアップ事業で補助金返還ということですが、パイプハウスの耐用年数というか、何年使っていれば補助金返還しなくて済むのでしょうか。

○農政課長（大山浩明君） 耐用年数7年でございます。

○16番（田村昌男君） 25ページの市営住宅屋上防水等改修工事110万8,000円ですが、市営住宅は何戸あるんですか。

○都市整備長（藤田信一君） 今回の屋上防水工事に関しましてはハトリ第2団地を4カ年で6棟あるんですが、今回は2Aと2Bの2棟の屋上の工事になります。

- 16番（田村昌男君） 市営住宅は家賃はいくらもらってるの。
- 都市整備長（藤田信一君） 家賃は収入により決定いたしますのでバラバラでございます。
- 16番（田村昌男君） バラバラなのは分かってますが、最低と最高はいくらくらいなの。
- 都市整備長（藤田信一君） 2,800円から4万8,200円ということになっております。
- 16番（田村昌男君） 築年数は。
- 都市整備長（藤田信一君） 羽鳥第2団地は36年経ってございます。
- 16番（田村昌男君） 鉄骨の耐用年数はだいたい50年くらいですよ。今回の工事はしょうがないですが、そろそろ解体した方が良いですよ。住宅を市が経営する時代じゃないですよ。民間が建てて、今どんどん空家になってるわけですから。市民のための住宅でしょうけれども、もう少し研究してもらって、よろしくをお願いします。
- 都市整備長（藤田信一君） ハトリ第2団地は長寿命化の工事をしておりますが、山川住宅、上吉影住宅、下田住宅は年次計画で廃止の計画がございます。
- 16番（田村昌男君） 山川住宅はずっと前に取り壊すわけなんですよ。空家は窓ガラス割れちゃってベニヤ打ってある状況なんだよね。空いてるところを壊せばいいんじゃないの。10年前から解体の話ありますよね。あそこを壊して小学校建てればいいんじゃないのって提案したことありますけれど。下田住宅もそうですけど、地震なんかの災害が起きたときには、市の住宅だから、災害で住宅が倒壊して怪我したりしたら市で負担になりますよ。家賃ももらっているんだから。1,000円だってもらっていれば。そういう事も考えてください。検討してください。
- 委員長（荒川一秀君） 要望ということでよろしいですね。他にございませんか。なければ、私から、藤田課長ね。先ほどの福島さんの質問の住宅補助ね。制度も広まってきましたが、私が聞くと分からなかったっていう人がいました。教えてあげるんですが、そうすると申し込みが一杯とかで、そのうち忘れちゃう人がいるんです。かわいそうだよ。ですから、当初で増額した予算編成をしていただければと思います。要望ね。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

- 委員長（荒川一秀君） ないようですので、質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

- 委員長（荒川一秀君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより議案第72号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するこ

とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第75号 令和3年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算」を議題といたします。執行部より説明を求めます。

○下水道課長（大原光浩君） 議案第75号 令和3年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。1ページをお開き頂き、第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。歳入歳出予算をそれぞれ1,045万9,000円増額し、総額を3億3,393万7,000円とするものでございます。3ページをお開き願います。歳入の内訳でございますが、5款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金におきまして人事異動に伴う職員給与費等の減少により18万円の減額、6款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金におきまして、1,063万9,000円の増額をするものでございます。これは、前年度繰越金でございます。続きまして、4ページをお開き願います。歳出の内訳でございますが、1款 農業集落排水事業費、1項 農業集落排水管理費、1目 農業集落排水総務費につきましては、職員給与費に関する事項ですので、説明を省略させていただきます。その下になります。2目 農業集落排水維持費、説明の欄1 施設維持管理費におきましてにおきまして、農業集落排水4施設の修繕工事に伴い1,063万9,000円の増額をするものでございます。説明につきましては以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

○13番（福島ヤヨヒ君） 最後のところですが、工事請負費が施設修繕ということですが、早くから作っているところは年数がたっていますけれど、どこのところで、どういう修繕をするのか詳しく教えてください。

○下水道課長（大原光浩君） こちらの修繕につきましては、農業集落排水4施設の処分場がございます。この処分場につきましては巴中部、納場北部、堅倉南部、巴南部の4施設でございますが、それぞれのポンプ場の各部品で補正を上げさせていただきました。中身につきましては放流ポンプの交換とか部品の交換となっております。

○副委員長（島田清一郎君） 2ページの繰越金で1,500万円ほど繰越金が出ておりますけれど、農業集落排水事業の施設がそろそろ古くなっていると思うんですが、将来的に更新しなければならぬと思うんです。この繰越金はその時の積み立てみたいな、余剰利益という考

え方でいいんですかね。

○下水道課長（大原光浩君） 現在、積立金を積んでおまして、これについては農業集落排水事業債減債事業基金でございまして、これについては起債の元金とか利子の返還に充てている状況でございます。施設につきましては当然古くなってきておりますので、これにつきましては広域化や共同化、また、下水道全般ですが全体計画の見直しとか本年度業務委託の発注もかけておりますので、併せて施設の修繕に対する見直しも行っていきたいと思っております。

○副委員長（島田清一郎君） 施設を更新するときの、これも補助事業でやると思うんですが、その補助残分の見直しというんですかね。それについてどういう風に考えているのか伺いたしたいんですが。

○都市建設部長（小島謙一君） 島田議員のご質問にお答えいたします。農業集落排水につきましては機能診断というチェックをしまして、それぞれ施設のストックマネジメントの計画を立てております。将来的には7年から10年使い込んだ後に下水道施設として位置付けて、その施設の改修をしていく事になります。今の補助が終わった後には下水道施設に位置付けてまいりますので、その期間まで修繕しながら地道に使っていく事になります。

○委員長（荒川一秀君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより「議案第75号」を採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第76号 令和3年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算」を議題といたします。執行部より説明を求めます。

○下水道課長（大原光浩君） 議案第76号 令和3年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算第1号につきまして、ご説明いたします。1ページをお開き頂き、第1表歳入歳出予算補正をご覧 ください。歳入歳出予算を それぞれ13万3,000円減額し、総額を3,653万2,000

円とするものでございます。3ページをお開き願います。歳入の内訳でございます。3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金におきまして、人事異動に伴う職員給与費等の減少により、189万2,000円の減額、4款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金におきまして、175万9,000円の増額をするものでございます。これは、前年度繰越金でございます。続きまして、4ページをお開き願います。歳出の内訳でございます。1款 戸別浄化槽事業費、1項 浄化槽管理費、1目 浄化槽総務費につきましては、職員給与費に関する事項でございますので、説明を省略させていただきます。その下になります。2目 浄化槽維持管理費、説明欄1 浄化槽維持管理費、浄化槽の修繕に伴い175万9,000円の増額をするものでございます。説明につきましては以上でございます。ご審議の程よろしく願います。

○委員長（荒川一秀君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

質疑はございませんか。

○13番（福島ヤヨヒ君） 最後の修繕ですけれど、戸別の浄化槽ですのでポンプとかだと思わうんですけど、何基くらいなのか、何を修繕するのかお願いします。修繕の件数ですね。あと内容をお願いいたします。

○下水道課長（大原光浩君） 件数は17件です。その他の修繕ということですが、浄化槽内部の本体の修繕も含まれております。内容でございますが電極ボックスとか、ブロアーといたしまして空気を送るモーターなんですけど、こちらの修繕を行うものでございます。

○13番（福島ヤヨヒ君） 戸別は市の事業としては終わるということですけど、使っている間は今後も修繕が出てくるとお思いますので、市の財産として扱うのであればそれなりの修繕をしっかりとお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより「議案第76号」を採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、「議案第79号 令和3年度小美玉市水道事業会計補正予算」を議題といたします。執行部より説明を求めます。

○水道課長（真家厚君） それでは、議案第79号 令和3年度小美玉市水道事業会計補正予算 第1号についてご説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。今回の補正につきまして収益的収入及び支出のうち支出についてでございますが第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、既決予定額7億1,550万1,000円に168万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。補正の内訳でございますが、3ページをご覧ください。収益的収入及び支出、支出の表をご覧ください。補正の内訳でございますが、1款 水道事業費用、1項 営業費用、1目 浄水及び配水費につきまして、既決予定額1億8,489万6,000円に380万円の減額補正をお願いするものでございます。減額の理由でございますが委託料の不用額380万円を減額するものでございます。次に、3目 総係費の既決予定額1億4,693万1,000円に548万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、節の欄をご覧ください。給料から一番下の法定福利費引当金繰入額のうち、委託料と手数料を除いたものが、人件費分の補正でございますので、説明は省略させていただきます。続いて、同じく3目 総係費の節の区分で、委託料19万8,000円の増額補正でございますが、口座振替集中サービス構築業務委託料としまして、上下水道料金の口座引落処理業務を出納取扱金融機関の常陽銀行以外の7つの収納取扱金融機関の口座振替処理を常陽銀行が代行し、一括事務処理をするために導入するシステム構築に係る業務委託料でございます。次に、手数料20万円の増額補正でございますが、金融機関口座振替手数料としまして、先ほどの口座振替集中サービス構築業務委託料に関連し、口座振替集中サービス導入に係る、常陽銀行への事務処理代行手数料分の増額補正をお願いするものでございます。説明以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより「議案第79号」を採決いたしま

す。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、「議案第80号 令和3年度小美玉市下水道事業会計補正予算」を議題といたします。執行部より説明を求めます。

○下水道課長（大原光浩君） 議案第80号 令和3年度小美玉市下水道事業会計補正予算第1号につきまして、ご説明いたします。1ページをお開き願います。収益的収入及び支出の第2条の収入、既決予定額12億3,047万円に補正予定額1,730万3,000円を増額し、12億4,777万3,000円とし、支出の既決予定額11億1,237万2,000円に補正予定額2,359万1,000円を増額し、11億3,596万3,000円とするものでございます。次に、資本的支出第3条の既決予定額11億6,629万3,000円に補正予定額757万9,000円を増額し、11億7,387万2,000円とするものでございます。次に5ページをお開き願います。内容についてご説明いたします。令和3年度小美玉市下水道事業会計補正予算説明書でございます。はじめに、収益的収入及び支出の収入ですが、1款 下水道事業収益、2項 営業外収益、1目 他会計補助金は、1,276万7,000円の増額をするものでございます。これは、人事異動に伴い職員給与費等の増額により一般会計からの補助額を増額するものでございます。同じく3目 長期前受金戻入は他会計補助金戻入等により451万4,000円を増額するものでございます。次に、6ページをお開き願います。支出でございますが、1款 下水道事業費用、1項 営業費用、3目 総系費1,276万7,000円の増額をするものでございます。これは、人事異動に伴い職員給与費等の増額により一般会計からの補助額の増額によるものでございます。同じく、4目 減価償却費1,082万4,000円の増額をするものでございます。これは、有形及び無形の固定資産減価償却費の増額をするものでございます。次に7ページをお開き願います。2の資本的支出でございます。1款 資本的支出、2項 建設改良費、1目 管渠費757万9,000円の増額をするものでございます。これは、施設の修繕工事を増額するものでございます。説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（荒川一秀君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。質疑はございませんか。

○13番（福島ヤヨヒ君） 説明するときに何処をどういうふうに工事するのかもう一步踏み込んで説明していただけるとありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○下水道課長（大原光浩君） では、一步踏み込みまして7ページをご覧いただきたいと思
います。農業集落排水や戸別浄化槽事業でもご質問であったとおり、こちらの下水道事業の中
でも施設の復旧工事がございます。757万9,000円の増額補正ということで、こちらにつき
ましては脇山中継ポンプ場といいまして、羽鳥保育園がございまして、その近くに下水道の
中継ポンプ場がございしますが、こちらの流入ゲートの修繕工事ということで補正計上させて
いただいております。

○委員長（荒川一秀君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございま
すか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより「議案第80号」を採決いたしま
す。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ここで2時40分まで
休憩といたします。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再会

○委員長（荒川一秀君） 休憩前に続き会議を開きます。次に「議案第92号 市道路線の変更
について」「議案第93号 市道路線の認定について」計2件を関連がありますので一括議題
といたします。午前中現地をご確認していただいた議案になります。執行部より説明を求め
ます。

○管理課長（坂本剛君） それでは、議案第92号、議案第93号は関連がありますので一括で
ご説明いたします。はじめに議案第92号「市道路線の変更について」説明させていただきます
。内容につきましては、市道美2-3号線の起点の変更をお願いするものでございます。提
案理由でございますが、市道美2-3号線の一部で小岩戸地内における県営畑地帯総合整備事
業により道路改良を行い、将来市道として管理する事業範囲といちづけるため、市道路線の

起点を変更するものでございます。お手元でございます別紙、正誤表の正と表示されておりますところをご覧願います。変更前の道路の表示でございます。上の欄から路線名、「市道美2-3号」、起点及び終点は、起点、小美玉市小岩戸2024番地先から終点、小美玉市西郷地1376番地先まで延長は3,799.07mでございます。下の欄は変更後の道路の表示になります。路線名は変更ございません。起点のみの変更になり小美玉市小岩戸2023番224地先になります。終点の変更はございません。起点の変更により延長が3,625.77mになり、173.3m短くなります。次のページをお開き願います。位置図でございます。位置図の1は路線の全体図になります。次のページ位置図の2をご覧ください。市道変更路線の位置、場所でございますが、現在、市道美1-3号線と交差する位置に現在の路線の起点がありますが、ここから点線で表示された矢印の先に変更後の起点の位置に路線の起点を変更するものです。つづいて議案第93号「市道路線の認定について」説明させていただきます。内容につきましては、1、小美玉市道美1652号線、2、小美玉市道美1653号線の2路線の認定をお願いするものでございます。提案理由でございますが、1、小美玉市道美1652号線につきましては、花館地内に所在する道路で、開発行為により造成され、移管を受ける道路を新たな市道路線として認定するものです。次に2、小美玉市道美1652号線につきましては、議案第92号で説明いたしました小岩戸地内における事業範囲として新たに道路台帳を作成し市道路線として認定するため、この案を提出するものでございます。1枚ページをおめくり願います。別紙をご覧ください。道路の表示でございますが、1 路線名、市道美1652号線、起点及び終点は起点、小美玉市羽鳥2895番241地先から終点、小美玉市羽鳥2895番248地先まで幅員は最小6.10m、最大12.30m延長は99.9mでございます。つづきまして2、路線名、市道美1653号線、起点及び終点は起点、小美玉市小岩戸2023番222地先から終点、小美玉市小岩戸2023番224地先まで幅員は最小6.00m、最大9.20m延長は173.30mでございます。次のページをお開き願います。位置図でございます。1、市道美1652号線の市道認定路線の位置、場所でございますが、花館地内、エコス店及びウェルシア付近の南側に位置する場所になります。次のページをお開き願います。2、市道美1653号線の市道認定路線の位置、場所でございますが、小岩戸地内で上小岩戸と小岩戸が隣接する場所になります。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

○委員長（荒川一秀君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

○13番（福島ヤヨヒ君） 考え方についてお聞きいたします。議案については93号の認定の方になります。羽鳥地内の道路ですが、あの道路は反対側にも道路があるんですが、通り抜

けができない。車が回転できるだけのスペースがあれば市道として認めるということで条例が変わったので、それについて不服を言うわけではないですが、安心安全のまちづくりを望むのであれば、救急車や消防車が通り抜けできたほうが、安心安全じゃないかなという気がするので、そういう事については市の方で指導とか、これが望ましいとかということはないのでしょうか。その辺の方針をお聞かせください。

○都市建設部長（小島謙一君） ご質問にお答えいたします。開発行為の前には行政側からの事前指導が行われます。その中で我々が望む道路だとか、どのような利用形態にするのか、そういったことを業者側にお願いしまして、なるべく我々の意に沿うような指導を行ってまいります。その範囲の中で道路を抜くことに地権者の了解が得られるとか、そういった事であれば対応が可能であると考えられますが、今回のケースにつきましては開発許可基準に照らし合わせて許可をしたということでございますので、このような形になりましたが、今後は通り抜けできる道路とかネットワークを考えながら業者の方へは指導していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○13番（福島ヤヨヒ君） 以前の美野里町時代ですと通り抜けできない道路は一切認めない。通り抜けができない道路は町道として認めない。という非常に頑固な条例でございまして、一切認めなくて町民の方が泣く泣く断念したことが、ずいぶんたくさんあったので、今回、市になって3町村の考え方を統一するときに、そこで回転できればいいという風に条例が変わりました。それについて不服を言うわけではないんですけど、やはり市民の命を守るという点から、安心安全が今言われておりますので、通り抜けの条件が整っている場合は、できればこういう風にしてほしい。安心安全の為に指導することが行政じゃないかなと、私は思っておりますので、その点を含めて今後も指導していただきただければありがたいと思えます。その人が通り抜けになったら困るということは無いと思うんです。人によっては泥棒がはいったら通り抜けできない方がいいとかが、あるかもしれませんが、市民生活全体としては、救急車、消防車が通り抜けできたほうが安心安全だということも含めて指導していただければ、私はありがたいなと思えます。その点は庁内で議論していただいて指導していただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（荒川一秀君） この話は、先ほどの現地でもありましたが、ここは、分譲中ですから、分筆して何人かが共同で道路を持っているということはないと思うんですが、所有者は一人でしょうけれど、今福島委員が言ったように通り抜けできれば一番良かったと思えます。これは、致し方ないですが、排水の問題とかが、きちんとなっていないといけないと思えます。

それと、もう1点なんですけれど、小岩戸地内の変更は他にございますか。市道美の2-3なんだよね。今度変更すると1600で羽鳥の道路と近くなっちゃって、これをうまい具合に整理できればすぐにわかると思うんだよね。例えば2-3-1とかさ。そういう発想はないですか。これだと後が大変だと思うんだよね。管理が。その辺を聞きたいんですが。

○都市建設部長（小島謙一君） 路線番号の付け方ということですが、まずは新規の番号を起こしたのは事業地内に入る道路ですので、既存の道路と区別させるために新規の番号を起こしたのが1点ございます。それから、現在市内の路線を見直ししてございます。その際に番号の振り直しも出てきますので、その際に検討していきたいと思います。

○委員長（荒川一秀君） 後で職員が管理しやすいように、地図見てこれどこだっけとか、あっちこっち見なくて済むように。ちょっとしたことですけど。よろしくお願いします。他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） 質疑ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。これより「議案第92号」「議案第93号」計2件を一括採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ご異議なしと認め、本議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第94号 和解について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○管理課長（坂本剛君） 和解の概要でございますが、これは平成30年10月4日午後4時頃、市道玉21号線を上玉里方面から高崎方面へ向かって、顧客より預かった大型自動二輪車で試験走行中、道路上のアスファルトが剥がれた箇所及び杭周辺に発生していた陥没にタイヤを取られバランスが崩れ転倒し、右足を骨折する事故になります。本件は、相手方の損害賠償方法について協議を進めてきた結果、相手方の損害額328万8,415円について過失割合50パーセントの164万4,207円を賠償額とすることで、令和3年8月5日に協議が整いましたので、和解を進めるにあたりまして地方自治法第96条第1項 第12号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 説明が終わりました。質疑を求めます。

○副委員長（島田清一郎君） 損害額ですが、これはバイクの修理代と治療費ということですか。

○管理課長（坂本剛君） 今回の損害額につきましては治療費、休業補償費、慰謝料ということになっております。

○副委員長（島田清一郎君） 市内には他にも道路が陥没しているところがあるような気がしますので、このような事故が再発しないようにお願いします。強く要望いたします。

○委員長（荒川一秀君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ないようですので、以上で質疑を終結します。次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） 討論もないようでございますので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で本委員会に付託されました案件の審査につきましては、全部終了いたしました。次にその他に入ります。まず、下水道課より、報告事項がある旨の申し出がありましたので、発言を許します。

○下水道課長（大原光浩君） 下水道課から説明をさせていただきます。内容につきましては、先日の全員協議会でも説明をさせていただきました「市設置型戸別浄化槽の個人譲渡に向けて」でございますが、お時間を少し頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。資料6をご覧ください。市設置型戸別浄化槽の個人譲渡に向けて、汚水処理の広域化・共同化に向けてでございます。1、経緯でございます。戸別浄化槽事業は、適正な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る目的と、市内の公共下水道、農業集落排水整備が不透明な区域に対して、公平性を保つために国の汚水処理施設整備交付金事業を活用し、平成20年度から平成29年度まで225基の浄化槽を設置しました。平成30年度に同交付金事業が廃止になり、現在225基のうち219基の戸別浄化槽の維持管理を市が行っておりますが、既に6基の浄化槽につきましては設置後10年が経過し、現在は公共下水道に接続済で個人譲渡は完了しております。

続きまして、2、現状と課題でございます。これまでに整備した戸別浄化槽の保守点検、清掃、修理等の維持管理を市が行っておりますが、市町村設置型戸別浄化槽設置事業の助成制度は現在廃止されており、個人に対する高度処理浄化槽設置補助金へ助成制度が変更されております。今後、浄化槽本体の更新が必要となる場合、市町村設置型戸別浄化槽の助成制度が廃止されていることから、恒久的に市が戸別浄化槽を維持管理していくのは難しい状況であります。現在、下水道施設全体を対象としたストックマネジメント計画の策定及び広域化、共同化事業の検討を進めており、市町村設置型の戸別浄化槽も含めた汚水処理の検討が必要であります。3の今後の対応でございます。以上を踏まえ市町村設置型の戸別浄化槽は個人へ譲渡し、市内浄化槽は個人管理への一本化を図ることとしております。なお、市町村設置型戸別浄化槽は、国の汚水処理施設整備交付金事業を活用しており、財産処分は国の手続きを要することから、設置後10年以上経過を踏まえ、順次、令和5年度から個人譲渡を進め、令和7年度完了に向け、準備を進めていきたいと思っております。以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 報告が終わりました。ご質問、ご意見等がありましたら挙手によりこれを許します。

○副委員長（島田清一郎君） 譲渡は無償譲渡になるのでしょうか。

○下水道課長（大原光浩君） 無償譲渡でございます。

○副委員長（島田清一郎君） 浄化槽を持っている方からは管理が個人になることに対してクレームみたいなことは無いのでしょうか。

○下水道課長（大原光浩君） ただ今のご質問ですが、この個人譲渡についての説明はこれからでございます。今回、全協等で議員の皆様にお話をしまして、これから詳細について検討をしていかなければなりません。個人の方には今後丁寧に説明をしていきますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 私も心配したのは、公共下水道に切り替えるんだったら良いんだけど、難しい場合は大変だなと個人負担になるわけだから。前は戸別浄化槽が入った集落は公共とか農集を入れないとかいう話もあったんですよね、そういう事が問題ないのであれば安心なんだけれど、その辺が心配だよね。とにかく設置してある方には丁寧に対応していただければと思います。よろしくお願いいたします。他にございますか。

○副委員長（島田清一郎君） あと、今までは下水道使用料を市で集めていると思うんですけど個人の管理になった場合、経費負担に差が出るのでしょうか。

○下水道課長（大原光浩君） ただ今のご質問ですが、個人になりますと、これまでは使用料を徴収しておりましたが、個人管理になりますと使用料は取らなくなります。当然浄化槽ですので水道料金は個人負担になります。個人管理になりますとメンテナンスが出てきます。年1回の法定検査とか汲取りの負担が発生してきますので、年額にしまして、5人槽ではじき出してるんですが年額で1万から2万円これまでより負担がかかってしまうという試算をしておりますので、譲渡の際は、このようなことも含めて丁寧な説明をしていきたいと考えております。以上でございます。

○副委員長（島田清一郎君） 行政から個人に管理を渡したときに経費負担が増えるとなると、「はい、分かりました」という返事は、なかなかいただけないと思うんですよね。本来は公共下水に繋がれば良いんですけど、公共下水は時間がかかると思うんですが、その間、何か考えないとまずいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（荒川一秀君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ないようですので、下水道課よりの報告を終わります。次に、みなさんから、その他の件で何かあればお願いいたします。

○16番（田村昌男君） 所管じゃないかもしれませんが、今日の新聞に認知症患者の所有住宅が全国で221万戸あると件数がでてたんですが、認知症で自分の家だか他の人の家だか分かんないという住宅があるわけです。小美玉市にはそういう住宅は無いんですか。固定資産税をどこに請求していいか分からないとか。そこまでは把握していないのかな。

○委員長（荒川一秀君） 所管じゃないので、田村委員。少し時間ください。

○副委員長（島田清一郎君） では、調べてる間にお願いがあるんですが、この前の集中豪雨で傾斜地がある道路の採石が流れちゃって、その採石が畑とかに流れちゃったという事例があるんですけど、傾斜地がある道路は現道でも舗装しちゃうという話し合いが前にあったと思うんですけど、今でも有効なんでしょうか。

○管理課長（坂本剛君） ただ今、ご質問いただいた件ですけれど、採石敷きで傾斜がある道路の舗装に関しての取り決めはございます。

○副委員長（島田清一郎君） こないだの雨で何本か、そういう道路があるものですから、現地を調べてもらって、予算措置の時期でございますので、来年度あたりに入れていただければありがたいんですが、どうでしょうか。

○管理課長（坂本剛君） ご要望頂いた場所を確認させていただきまして、今後の予算編成の

中で検討していければと思います。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございます、良い返事をいただきましたので、地元
の皆さんに伝えたいと思います。よろしく願いいたします。

○16番（田村昌男君） 今、課長が答えましたけど、市道が何mならやんですか。

○管理課長（坂本剛君） 幅員とか延長とかの決まりの資料が手元にないので、確認しまして
後ほどお答えさせていただければと思います。

○16番（田村昌男君） 資料がなくてはしょうがないけど、今から8年前くらいかな、飯前地
区なんですけど、前の道は舗装されているけど、家に入る道路は幅が狭くて舗装されていな
い。そこには砂利が敷いてある。雨が降ると流れちゃう。砂利が流れないように舗装してく
れと言っただけだけど、幅が狭くてできません。なんでやらないんだと言ったら、市になっ
たからだ。小川の際は細くてもやったんだよね。合併したらやんなくなっちゃった。私も
3回ほど頼んだんですけど、全然ダメでした。島田委員が何mの道路をやってくれと言っ
たのか分かりませんが、その理由を。何mならできるのかはっきりしてください。

○都市建設部長（小島謙一君） 基本的幅員4.8mが市道の基準になっておりまして、そこか
ら舗装ということになるんですが、ただ、未舗装の道路の延長が結構ありまして、私ども
の方にも同じようなご相談が来ております。道路を舗装するときの切削材を上に乗っただけで固
まって浸透式のような砂利が飛散しないような方法が確立されておりますので、今メーカ
の方と相談しておりまして、そういった簡易舗装材を手配中でございます。ですから、完全
な舗装までには至らないですが、雷おこしみたいな舗装を検討しておりますので、ご理解い
ただければと思います。

○委員長（荒川一秀君） 先ほどの田村委員の質問ですが、時間がかかりそうなので、本会議
までに出してもらおうということでどうでしょうかね。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ありがとうございます。そのほかにございませつか。

〔発言する者なし〕

○委員長（荒川一秀君） ないようですので、これにて議事を終了といたしまして、副委員長
と交代いたします。

○副委員長（島田清一郎君） 以上で産業建設常任委員会を閉会します。ご苦労さまでした。

午後3時15分 閉会